

奈良家庭・少年友の会

令和3年11月26日 (6)

奈良家庭・少年友の会 この10年の歩み 平成24年～令和3年

年度	総会講演	研修及び懇談会	訪問・見学
平成24	「犯罪被害者のおかれている状況と （社福）奈良いのちの電話協会」 事務局長 宮代トシ子氏	「少年事件と裁判員裁判」 弁護士・会員 井上直治氏	「付添人活動について」 奈良家庭裁判所首席家庭裁判所調査官 野田裕子氏
平成25	「少年たちからの学び」 奈良家庭裁判所次席調査官 浅野桂子氏	「少年を援助することとは 子どもの権利の視点から」 自立援助ホーム「あらんの家」 理事長 友廣信逸氏 副理事長 浜田進士氏	奈良少年院 奈良少年鑑別所
平成26	「最近の非行少年と、奈良の特徴」 奈良弁護士会子ども権利委員会 弁護士 野島佳枝氏 弁護士 鳥岡英司氏	「弁護士と友の会付添人の協働活動に向けて」 奈良弁護士会子ども権利委員会 理事長 野島佳枝氏 弁護士 鳥岡英司氏	奈良家庭裁判所少年部との懇談会
平成27	「友の会の未来」 奈良家庭裁判所上席裁判官 西垣昭利氏	「詩が開いた心の扉」 奈良少年刑務所「社会性涵養プログラム」 講師 寒川千子氏	奈良家庭裁判所少年部との懇談会
平成28	「私の『付添人活動』」 奈良弁護士会 宮坂光行氏	「再非行を減らし笑顔をふやしたい」 NPO法人再非行防止サポートセンター愛知 理事長 高坂朝人氏	奈良家庭裁判所少年部との懇談会
平成29	「最近の少年事件について」 奈良家庭裁判所上席裁判官 渡邊雅道氏	「少年の心の理解と関わり方」はじめは誰もが 赤ちゃんとだった 元奈良少年刑務所教育専門官 竹下三隆氏	京都医療少年院
平成30	「子供には安全基地が必要」 児童自立支援施設 奈良県立精華学院 生活指導係長 堀尾一之氏	「少年院における矯正教育と社会復帰支援 （非行少年の改善更生及び円滑な社会復帰にむけて）」 元奈良少年刑務所教育専門官 竹下三隆氏	精華学院 あらんの家
令和1	「地域と共に見守り、育てる。 少年鑑別所と法務少年支援センター」 奈良少年鑑別所所长 上出晶子氏	「第1回、第2回 付添人活動に向けて事例に基づく勉強会」 第3回 付添人活動に向けて事例に基づく勉強会 少年審判と社会奉仕活動等の勉強会	奈良少年院 奈良家庭裁判所少年部との懇談会
令和2	「就労支援の現状と課題」 奈良地区協力雇用主会 会長 森吉二郎氏	「第4回 付添人活動に向けて事例に基づく勉強会」 加古川学園 播磨学園 阿武山学園	宮川医療少年院
令和3	「新型コロナ感染拡大の影響により総会中止」 自立援助ホーム「あらんの家」と「ミモザの家」 統括施設長 浜田進士氏	「誰もが明るい未来に向かって歩める、加害者も 被害者も増えない社会を」 株式会社良心塾 社長 黒川洋司氏	中止
		中止	中止

奈良家庭・少年友の会と奈良弁護士会研修



パネルディスカッション

奈良家庭・少年友の会はこれまで社会奉仕活動、生活必需品給付及び交通費等の援助、学生ボランティアによる学習支援活動、就労支援活動に加え、少年に保護者がいない、保護者がいても保護能力に欠ける、または審判手続きに協力しない場合等の一方、全国的趨勢として平成22年ごろから弁護士会の子どもの権利委員会と友の会が、役割分担して付添人活動を行う事例が報告される

奈良家庭・少年友の会はこれまで社会奉仕活動、生活必需品給付及び交通費等の援助、学生ボランティアによる学習支援活動、就労支援活動に加え、少年に保護者がいない、保護者がいても保護能力に欠ける、または審判手続きに協力しない場合等の一方、全国的趨勢として平成22年ごろから弁護士会の子どもの権利委員会と友の会が、役割分担して付添人活動を行う事例が報告される

II 弁護士と友の会会員による協働付添人活動

協働付添人活動のこれまで

ようになつた。この動きに連動して奈良でも平成26年1月から奈良弁護士会の子どもの権利委員会と数次の会合を重ね、相互の理解を深めながら協働付添人活動実現への環境整備に務め、友の会として数件の実績を経た時点で、経験者を招いての勉強会開催や付添人に選任された場合に対応できるマニュアルとして「付添人ハンドブック」(平成29年8月)を策定するなど、地道な活動を重ねてきたところである。

画期的な研修を開催!

協働付添人活動を進めるにあたり、裁判所、弁護士会、友の会の連携が不可欠であり、三者が一堂に会してのシンポジウムが開催できないか検討した結果、令和2年11月13日(金)奈良県文化会館小ホールで、標記の研修会(主催=奈良家庭・少年友の会、共催=奈良弁護士会)を実施することができた。当日は弁護士会から20名、友の会会員37名、奈良家庭裁判所主任家庭裁判所調査官の遠藤雅夫氏が参加した。その概要は次のとおり。

- 基調講演(遠藤雅夫主任調査官)
- 「付添人に期待すること」
- (山田周作援護部長)

○パネルディスカッション
「弁護士と友の会付添人の協働効果」
パネラー

稻田秀輝弁護士 小泉隆史弁護士
嶋岡英司弁護士 松井章子会員
亀田幸英会員 藤井茂久弁護士

進行 田中通子会員 馬場智彦副会長(弁護士)
馬場智彦副会長(弁護士)

基調講演の要旨

遠藤主任調査官は、付添人に期待することとして、弁護士は法的手続のエキスパートで、記録や証拠を精査し、少年や保護者等と面談するなど情報収集に通じており、他方で友の会会員は非行の裏にある問題を見抜き、家族のような親近感をまとめて少年を「叱り」「励まし」「親の相談に乗る」などを得意にしている。家裁として付添人をお願いするのは、少年院に収容するかギリギリの身柄事件で選任することが多い、短期間で少年の弁護、親子関係の改善、就労先の確保などを進めるため、弁護士と友の会会員という異なる立場の人間がタッグを組み、一人の少年に関わるほうがスムーズにいくと思われる。

友の会の概要について

遠藤主任調査官は、付添人に期待することとして、弁護士は法的手続のエキスパートで、記録や証拠を精査し、少年や保護者等と面談するなど情報収集に通じており、他方で友の会会員は非行の裏にある問題を見抜き、家族のような親近感をまとめて少年を「叱り」「励まし」「親の相談に乗る」などを得意にしている。家裁として付添人をお願いするのは、少年院に収容するかギリギリの身柄事件で選任することが多い、短期間で少年の弁護、親子関係の改善、就労先の確保などを進めるため、弁護士と友の会会員という異なる立場の人間がタッグを組み、一人の少年に関わるほうがスムーズにいくと思われる。

今後につながる成果

遠藤主任調査官は、付添人に期待することとして、弁護士は法的手続のエキスパートで、記録や証拠を精査し、少年や保護者等と面談するなど情報収集に通じており、他方で友の会会員は非行の裏にある問題を見抜き、家族のような親近感をまとめて少年を「叱り」「励まし」「親の相談に乗る」などを得意にしている。家裁として付添人をお願いするのは、少年院に収容するかギリギリの身柄事件で選任することが多い、短期間で少年の弁護、親子関係の改善、就労先の確保などを進めるため、弁護士と友の会会員という異なる立場の人間がタッグを組み、一人の少年に関わるほうがスムーズにいくと思われる。

研修会冒頭に以呂免義雄友の会会長、最後に宮坂光行奈良弁護士会長が挨拶に立ち、それぞれ研修会開催の意義及び感想を述べた。

この研修会終了後、在宅事件、身柄事件の付添人依頼が増えたことも報告しておく。(会員須和隆彦)

して設立され、調停委員、参与員、司法委員、弁護士などの普通会員と賛助会員(個人・団体)で構成しており、付添人の依頼があつた場合に備え、20人程度をリストアップしている。今後とも法律の専門家である弁護士と人生経験豊富な友の会会員が良好な協力関係を形成し、付添人活動をすることは、少年の健全育成に資するものと考えている。